

の年月日、五、理事の氏名及び住所前項に掲げたる事項に變更ありたる時は一週間以内に其登記を爲すべし

第六條 本法に依り登記すべき事項は其の登記前に在りては之を以て他人に對抗することを得ず、本法に基きて爲す登記に付ては登録税を課せず、本法に規定するものゝ外登記に關し必要な事項は勅令を以つて之を定む

第七條 民法第四十四條第五十條第五十二條乃至第五十九條の規定は法人たる労働組合に之を準用す

第八條 組合員の總會の決議すべき事項左の如し

(一)基金を設置し又は廢止すること

(二)豫算を定め又は決算を承認すること

(三)規約を變更すること

(四)聯合體たる労働組合を設立し又は之に加入し若くは之より脫退すること

(五)組合を解散すること

(六)法人たる労働組合の合併又は分割を爲すこと

(七)聯合體たる労働組合に在りては其規約の定むる所に依り之に屬する組合より選出したこと

(八)規約を變更すること

(九)基金を設置し又は其の費用に充てる爲め組合員より金錢を徴収することを得ず

(十)組合を解散すること

(十一)法人たる労働組合の合併又は分割を爲すこと

(十二)法人たる労働組合の解散の命令

(十三)組合員の缺亡 (十四)組合會の決議 (十五)組合員の辭職 (十六)法人たる労働組合の合併又は分割

(十七)法人たる労働組合の合併又は分割を爲す場合に於ては其の債権者に對し異議あらば二月を下さる一定の期間内に之を述べべき旨を公告し、且知れたる債権者は各別に之を債務者すべし債権者の期間内に異議を述べたるときは前項の規定に違反して合併又は分割をするに非ざれば合併又は分割を爲すことを得ず

(十八)法人たる労働組合合併したる場合は之に辨済を爲し又は相當の擔保を供するに非ざれば合併又は分割を爲すことを得ず

(十九)法人たる労働組合合併したる場合は合併後存續する組合又は合併に依り設立したる新組合は合併に依り消滅したる組合の權利義務を承継す

出したる者の會議を以て總會とす

第九條 労働組合は規約を以て總會に代るべき總代會を設くることを得

第十條 労働組合は同一又は類似の職業又は產業の労働者に非ざる者と雖も左に掲ぐる者を組合員と爲すことを得

(一)當該組合の役員又は役員たりし者 (二)同一又は類似の職業又は產業の労働者たりし者

第十一條 労働組合は組合員の脱退に關し不當なる條件を定むることを得ず

第十二條 労働組合は衆議院議員又は北海道會、府縣會、市會、町村會其他之に准すべきものの議員の選舉運動に關し費用を支出し又は其の費用に充てる爲め組合員より金錢を徴収することを得ず

第十三條 履篤者は労働者が労働組合の組合員たる故を以て之を解雇することを得ず

第十四條 法人たる労働組合が組合員(職業者若くは財産の状況又は組合員の員數に關し報告をなさしむることを得

第十五條 行政官廳は労働組合に對し其の業務若くは財産の状況又は組合員の員數に關し報告をなさしむることを得

第十六條 労働組合の會議の決議法令に違反し又は公益を害する時は行政官廳はその變更を取消すことを得

第十七條 労働組合の規約法令に違反し又は公益を害する時は行政官廳はその變更を取消すことを得

第十八條 労働組合の行為安寧秩序を害する時は主務大臣は労働組合の解散を命ずることを得

第十九條 前三條の處分に不服ある者は訴訟を提起し司法に権利を傷害されたりとする時は行政官廳を提起することを得

第二十条 法人たる労働組合の代表者は左の場合に於ては五十圓以下の過料に處す

第二十一条 法人たる労働組合合併又は分割を爲す場合に於ては其の債権者に對し異議あらば二月を下さる一定の期間内に之を述べべき旨を公告し、且知れたる債権者は各別に之を債務者すべし債権者の期間内にその事由及び年月日を行政官廳に届け出づて併し第二十條第四條の場合には此の限にあらず

第二十二条 法人たる労働組合合併したる場合は之に辨済を爲し又は相當の擔保を供するに非ざれば合併又は分割を爲すことを得ず

第二十三条 法人たる労働組合合併又は分割をなしたる時は二週間以内に合併又は分割を爲すことを得ず、前二項の規定に違反する解雇の意思表示又は雇賃契約の約款は之を無効とす

第二十四条 労働組合解散したる時は一週間以内にその事由及び年月日を行政官廳に届け出づて併し第二十條第四條の場合により設立したる組合に付ては第五條の登記をなすべし

第二十五条 法人たる労働組合解散したる場合は合併又は破産の場合を除くの外

第二十六条 法人たる労働組合合併したる場合は合併後存續する組合又は合併に依り設立したる新組合は合併に依り消滅したる組合の權利義務を承継す

第二十七条 陸海軍軍人軍屬については勅令の定むる所に依り労働組合の組合員となることを禁止し又は制限することを得

第二十八条 労働組合の代表者は左の場合に於ては五十圓以下の過料に處す

(一)第二條第二十四條若くは附則第三項の届出又は第十五條の報告に付之を怠り又は虚偽の届出若くは報告を爲したる時

(二)第四條第三項の規定に違反したる時

(三)第十二條の規定に違反して費用を支出し又は金錢を徴収したる時

第二十九條 法人たる労働組合の理事又は清算人は左の場合に於ては五十圓以下の過料に處す

(一)第五條第二十三條及び民法第七十七條に定めたる登記を爲すことを怠りたるとき (二)第二十條第一項又は第二項の規定に違反して合併又は分割を爲したる時

(三)民法第八十二条の場合に於て裁判所の検査を妨げたる時 (四)民法第八十一条の規定に違反し破産宣告の請求を爲すことを怠りたる時 (五)民法第七十